

第38回津地方裁判所委員会議事概要

1 開催日時

令和5年2月3日（金）午後1時30分から午後3時30分まで

2 開催場所

津地方裁判所大会議室

3 テーマ

民事訴訟手続におけるIT化について

4 出席者

【委員】

伊藤英明、稻垣朋子、上坂和央、斎藤良太、佐波斎、柴田誠、高橋昌子、竹内浩史、筒井健夫、村田雄介（五十音順、敬称略）

【事務担当者】

民事部裁判官、民事首席書記官、民事部書記官、事務局長、事務局次長、総務課長、総務課課長補佐

5 議事

(1) テーマについて説明（民事首席書記官）

(2) 模擬ウェブ会議（民事部裁判官、民事部書記官）

(3) 意見交換

意見交換の要旨は別紙のとおり

(4) 次回意見交換のテーマ

「裁判所における採用広報について」（津地家裁委員会合同開催予定）

(5) 次回開催日時

未定

(別紙)

意見交換の要旨

(◎委員長、○学識経験者委員、△法曹委員、□裁判官委員、●事務担当者)

- ◎ 本日のテーマに関する御意見をお伺いしたい。また、説明内容や Microsoft Teams による模擬ウェブ会議に対する質問や御感想があれば御発言いただきたい。
- 模擬ウェブ会議がスムーズに行われているのを見て、IT化により国民の利便性が高くなるではないかと感じた。IT化で4年以内の目標としているのは、書面の提出のことなのか、それともウェブ会議等、手続の実施方法に関することなのか。
- 4年以内の目標としているのは、オンライン提出及び記録の電子化等である。
- 手数料等の電子納付には、利用者に対する特別なメリットがあるのか。
- 現在の手続では、訴え提起時に収入印紙や郵便切手を納付してもらう必要があるところ、これが電子納付で可能になるという点で利便性が高くなるものと考えられる。
- 模擬ウェブ会議では図面を共有しながら確認をしていたが、これによって裁判手続上でも情報の共有がなされたという扱いになるのか。
- 模擬ウェブ会議で図面に書き込み等をしたのは、双方の主張の相違点を明らかにするためのものである。双方の主張が異なるような場合、裁判官がこれを認定するためには、例えば写真や書面といった書証のほか、本人等の尋問といった証拠申請が別途必要になる。
- 模擬ウェブ会議で裁判官が代理人に対して周りに誰かいないかを確認しているが、これは必要的なのか、また、その確認方法は十分なのか。
- この確認は、代理人以外に当事者本人等が出席しているのか出席者を把握するために行っている面もあるが、傍で出席者に指図をするような人物がいないかの確認を主眼としている。相手方が代理人弁護士である場合、そうした状況は一般的に考えられないので、それほど厳格な確認は行っていない。ただし、こうした

状況が強く懸念される当事者の場合にはきちんと確認する必要があると思われる。

- 模擬ウェブ会議では、次回期日に一方だけ出頭し、他方はウェブ会議で参加するような期日指定がされたが、これは一般的なことなのか。ウェブ会議で一方だけ出頭すると、出頭していない当事者にとって不利になるといった心配はないのか。
- 令和5年3月の改正法施行後は、双方ウェブ会議でも和解を成立させられるが、現状では、和解成立時にどちらかの出頭が必要であるため、今回は現時点を想定して模擬を行ったものである。なお、出頭するかどうかは当事者の希望に応じて柔軟に対応しており、出頭しないことで不公平さを生じるようなことはない。
- △ 津地裁の事件には、全件ウェブ会議で出席している。ただし、自分がいない場所で何を言うのか心配な相手の場合には出頭するようにしている。同席者がいなければの確認についてだが、代理人弁護士の多くはヘッドセットで会話をしており、その場合、周りに音声が漏れることもないし、近くで誰かが発言していればすぐに分かると思われる。
- オンライン提出された書面について、視覚障害者向けに内容を読み上げることや、翻訳ソフトにより点字を提供するといった対応ができるとより一層よいのではないか。
- 車椅子の当事者に対する配慮とは異なり、一般的には点字等の配慮までは難しいと思われる。例えば、外国語に関する事例でも、法廷では日本語を使用すると決まっているので、通訳人の選任も当事者の費用負担で行うし、外国語で作成された書面も当事者から訳文を提出させているので、これと同様のことになると思われる。
- 書面のオンライン提出に高齢者等が対応できない場合には、サポートがなされるのか。
- 少なくとも当事者訴訟においては、紙提出も認められている。
- 紙で提出された書面をどのように電子化して管理するのかという課題はある

と思われる。

- 重要な事件記録が廃棄されていたという報道があったが、記録が電子化されると記録の保管場所も取らなくなるので、そうした問題も改善されていくのか。
- 先の報道のとおり、耳目を集めた少年事件の事件記録が廃棄されていたことが明らかになったことを踏まえ、現在、最高裁において、これまでの特別保存の運用の在り方が適切であったか、また、適切な運用に向けた取組が十分であったかについて、外部の有識者から意見を聴取するなどして、今後の方針を検討しているところである。この有識者委員会の検討結果の作成及び公表は、令和5年4月末頃を目指していると聞いている。
- 模擬ウェブ会議は非常にスムーズに進行されていたが、資料を画面に表示する際の操作を誤って別事件の書類が表示されてしまうことはないのか。
- Teams では、登録された当事者のみがアクセスできる「チーム」が事件ごとに作成され、メンバーで共有するファイルもそのチーム内で作成される。データの保存先を間違えていたという例外的な事態を除き、正しいチームに入りさえすれば、期日中に別事件のフォルダを誤って開いてしまうということはない。
- 裁判所や代理人が別事件のチームに書面を登録してしまうということはあるえるかもしれないが、注意して操作しているので今までのところではこうした間違いは生じていないし、今後も気を付けたいと考えている。
- 本日の各委員の御発言は、質問等を通じて御示唆いただいた事項も含めて、今後の参考とさせていただきたい。

以上